



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

事故事例から学ぶ安全運転 テーマ 「右折」

【事故概要】

信号機がある十字路交差点で、青信号で右折した乗用車が、青信号で横断歩道を横断する歩行者がいたので停止し、横断後発進した際、青信号が点滅している時に走って横断した歩行者と衝突

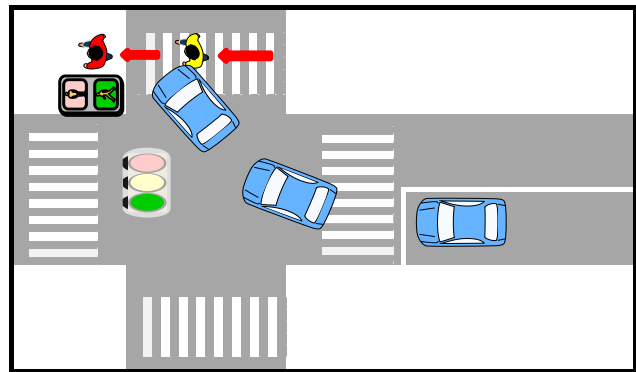
ドライバー語録

「えっ。わからなかったよ。」

「歩行者は、もういないと思ったよ。」

「歩行者が行ったので、車を発進させたら、突然、目の前に歩行者が来たんだよ。」

「あとさ。点滅で、走って横断するの止めてよね。」



首を振って顔を向けて安全確認！

右折するとき、「曲がる方向の安全確認」は大事なことです。もう一つ大事なことは「曲がる方向の内側の安全確認」です。しかし、曲がる方向の内側を確認するには、首を振って顔を向けないと視野に入ってきません。

交通量がある交差点で、いつ右折できるかという意識になりがちになります。今なら曲がる（行ける）と思って右折した際、曲がる方向の内側から歩行者や自転車が現れて「ひやっ」とした経験はありませんか。

右折時は、曲がる方向の内側も首を振って確認して、左右を広く確認することが大事です。

安全が確認できたら、「アクセル」を踏んで進みましょう。

追伸 クルマを運転するときは、首の柔軟体操もしておかないとね。



歩行者用信号の青信号が点滅しているときの意味は？

交通ルールでは、歩行者用信号機の青信号が点滅しているときは、「歩行者は横断を始めてはならない。横断中の歩行者は速やかに横断を終わるか、引き返さなければならない。」となっています。横断中の歩行者は今いる場所から渡ってしまった方が安全か、それとも戻った方が安全かを判断する必要がありますね。

「黄色信号で突っ込んでくるクルマ」と同様に、「青信号が点滅しているときに突っ込んでくる歩行者がいるかもしれない」ので注意が必要です。

5月1日(水)から「第26回セーフティ123」の募集が始まりました。

前号(セーフティ123通信第1号(平成31年4月1日号))でもお知らせしておりました、「第26回セーフティ123」の参加者の募集が、5月1日(水)から始まりました。募集期間は6月14日(金)までとなります。

参加の申込みは、県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署に備え置きます「応募申込パンフレット」をご覧ください。多くの方からの申込みをお待ちしております。

5月11日(土)から「春の交通安全県民総ぐるみ運動」が始まります。

広く県民に、交通安全意識の普及・浸透と交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けさせ、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

運動期間に限らず、交通ルールを守り、交通事故を起こさない。遭わないように運転しましょう。

○運動期間 5月11日(土)から20日(月)までの10日間

○交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(月)

○運動重点 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

自転車の安全利用の推進

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転の根絶

5月22日は「飲酒運転根絶の日」です。

5月22日は、「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」で定める「飲酒運転根絶の日」です。

平成17年5月22日に飲酒運転により学校行事に参加中の高校生の尊い命が奪われる痛ましい交通死傷事故が発生したことが契機となり、「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」が制定され、この条例で「飲酒運転根絶の日」が定められました。

飲酒運転は凶悪な犯罪です。「止めよう飲酒運転!」。「止めさせよう飲酒運転!」

交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

窓口	電話(問い合わせ先)	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日